

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	医療政策課	整理番号	14
処分の種類	衛生検査所の開設者に対する指示			
根拠法令条例等・条項	臨床検査技師等に関する法律第20条の6			
処分の概要	衛生検査所の開設者に対する構造設備、管理組織又は検査方法上の変更その他必要な指示			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令の定めにおいて処分についての判断基準が規定されているため不要)</p> <p>【参考】 臨床検査技師等に関する法律第20条の6 都道府県知事は、登録を受けた衛生検査所の検体検査の業務が適正に行われていないため医療及び公衆衛生の向上を阻害すると認めるときは、その開設者に対し、その構造設備、管理組織又は検体検査の精度の確保の方法の変更その他必要な指示をすることができる。</p>			
基準の制定根拠	—			